

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構業務方法書（案）

（目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令（平成13年内閣府令第93号）第1条に基づき、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営を図ることを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 機構は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号。以下「法」という。）第3条の目的を達成するため、法令、日米間で締結されている労務提供契約及び同契約を実施するための日米間の取決め並びにこの業務方法書に定めるところに従い、確実にその業務を実施するものとする。

2 機構は、防衛施設庁並びに駐留軍等及び諸機関（防衛庁設置法（昭和29年法律第164号）第5条第25号に規定する駐留軍等及び諸機関をいう。次条において同じ。）その他の関係機関と緊密な連携を保ち、その業務を適正かつ効率的に運営するものとする。

（駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務）

第3条 機構は、駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者（以下「駐留軍等労働者」という。）の雇入れ、提供及び労務管理の実施（労働契約の締結及び昇格その他の人事の決定を除く。）に関する業務として次の業務を行う。

- (1) 労務の要求書の受理に関すること。
- (2) 募集に関すること。
- (3) 人事の要求書の受理に関すること。
- (4) 雇入れの通知に関すること。
- (5) 労務の提供に関すること。
- (6) 人事の通知に関すること。

（駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務）

第4条 機構は、駐留軍等労働者の給与の支給（額の決定及び給与の支払を除く。）に関する業務として次の業務を行う。

- (1) 扶養手当その他の手当に係る届出の受理に関すること。
- (2) 給与及び旅費の計算に関すること。

(駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務)

第5条 機構は、駐留軍等労働者の福利厚生の実施（法令の規定により事業主、事業者又は船舶所有者でなければ行うことができないとされる事項、宿舎に供される行政財産の管理及び表彰（永年勤続に係るものに限る。）を除く。）に関する業務として次の業務を行う。

- (1) ほう賞の実施に関すること。
- (2) 火災その他の災害による駐留軍等労働者の財産の損失又は駐留軍等労働者若しくはその被扶養者（健康保険法（大正11年法律第70号）第1条第2項又は船員保険法（昭和14年法律第73号）第1条第3項に規定する被扶養者をいう。）の死亡に係る見舞金の支給に関すること。
- (3) 教養文化活動、体育活動又はレクリエーションに係る事業の実施に関すること。
- (4) 制服及び保護衣の購入及び管理に関すること。
- (5) 研修の実施に関すること。
- (6) 成人病健康診断の実施に関すること。
- (7) 職場生活及び心の健康に係る相談に関すること。

(附帯業務)

第6条 機構は、前三条に定める業務に附帯する業務として、次の業務を行う。

- (1) 駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件に係る調査、分析、改善案の作成に関すること。
- (2) 駐留軍等労働者に対する広報に関すること。

(法第10条第2項の業務の受託)

第7条 機構は、法第10条第2項の規定に基づき、次の業務の一部について、防衛施設庁の委託を受けて行うことができる。

- (1) 法令の規定により事業主、事業者又は船舶所有者でなければ行うことができないとされる事項に関すること。
- (2) 宿舎に供される行政財産の管理に関すること。
- (3) 表彰（永年勤続に係るものに限る。）に関すること。

2 機構は、業務を受託するときは、防衛施設庁との間に受託契約を締結するものとする。

(法附則第6条の業務の受託)

第8条 機構は、法附則第6条の規定に基づき、次の業務の一部について、防衛施設庁の委託を受けて行うことができる。

- (1) 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和33年法律第158号）第10条第3項に規定する特別の措置に関すること。
- (2) 駐留軍関係離職者等臨時措置法第15条第1項に規定する特別給付金の支給に関すること。

2 機構は、業務を受託するときは、防衛施設庁との間に受託契約を締結するものとする。

(業務委託の基準)

第9条 機構は、第3条から第6条までに掲げる業務のうち、自ら実施することが効率的でないと思われるものについて、次の各号に従い、業務の全部又は一部を委託することができる。

- (1) 受託者の選定に当たっては、委託業務を適正に実施することができる者のうちから、次条に定める競争入札その他の適切な方法で実施すること。
- (2) 業務の委託の範囲を明確に定めること。
- (3) 受託者との契約は、業務の委託の範囲、委託期間、委託業務遂行に当たっての留意事項、受託者が法令、契約等で定められた義務に違反した場合の措置等につき定めた書面により行うこと。

2 機構は、第7条及び第8条に掲げる業務のうち、自ら実施することが効率的でないと思われるものについて、前項各号に定めるところにより、業務の一部を委託することができる。

(競争入札その他契約に関する基本的事項)

第10条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、次項及び第3項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

- 2 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で前項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、指名競争に付するものとする。
- 3 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、随意契約によるものとする。
- 4 契約に係る予定価格が少額である場合においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、指名競争に付し又は随意契約によることができる。
- 5 第1項又は第2項に規定する競争に付する場合には、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- 6 契約の性質又は目的から前項の規定により難しい契約については、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が機構にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(細則)

第11条 機構は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務の方法に関し必要な事項について細則を定めることができる。

附 則

この業務方法書は、平成14年4月1日から施行する。